

令和 7 年度第 2 回東松山市総合計画審議会 次第

令和 7 年 7 月 2 5 日
本庁舎 3 階 全員協議会室

1 開 会

2 発令通知書の交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 題

第六次東松山市総合計画に係る

- 1) 基本構想（案）について
- 2) 施策体系（案）について
- 3) 人口ビジョン改訂版について
- 4) その他について

7 閉 会

【資料一覧】

- 資 料 1 第六次東松山市総合計画（素案）
- 資 料 2 施策体系表（素案）
- 資 料 3 東松山市人口ビジョン（案） 令和7年7月改訂
- 参考資料1 総合計画審議会委員名簿
- 参考資料2 執行部出席者一覧
- 参考資料3 東松山市総合計画審議会条例
- 参考資料4 事務事業評価（令和6年度実施事業）
- 参考資料5 総合戦略 数値目標・KPI一覧表 ほか
- 参考資料6 第五次東松山市総合計画後期基本計画
- 参考資料7 第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第六次東松山市総合計画

(素案 0725)

2026 年（令和 8 年）3 月



市長あいさつ

目次

第1章 総論.....	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	1
(1) 計画の構成	1
(2) 計画期間.....	2
3 東松山市の概要	3
(1) 位置・気候・地勢	3
(2) 地区の特徴.....	4
4 東松山市を取り巻く社会情勢	6
(1) 人口減少の進行.....	6
(2) 防災・減災対策の推進（大規模災害への備え）	6
(3) デジタル社会の進展	6
(4) グローバリズム・世界情勢の変化.....	7
(5) 食料安全保障の確保	7
5 市民意識調査の結果.....	8
(1) 調査概要.....	8
(2) 本市の住みよさ	8
(3) どんなまちになってほしいか.....	8
(4) 各取組のこれからの重要度.....	9
6 未来を担う若者の意見	10
(1) 若者が考える「にぎわい」	10
(2) 若者が考えるまちの強み、弱み（一部抜粋）	10
7 市民の意見	11
(1) 地区座談会により把握された本市の課題.....	11
(2) 子育て環境に関する共通意見.....	11
第2章 基本構想	13
1 まちの将来像.....	14
2 まちづくりの理念	15
3 将来の人口予測	16
4 将来都市構造.....	17
(1) 基本的な考え方.....	17
(2) 将来都市構造	18
(3) 将来都市構造図.....	19
5 まちづくりの柱と方向性	20
第3章 基本計画	22
1 前期基本計画の概要.....	23
(1) 施策の体系	23

第1章 総論

1 策定の趣旨

本市では、活力と夢にあふれた東松山を創造するため、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）を計画期間として策定した「第五次東松山市総合計画」をまちづくりの最上位計画と位置付け、将来像に掲げた「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けた施策を市民・事業者・行政の協働により計画的に進めてきました。

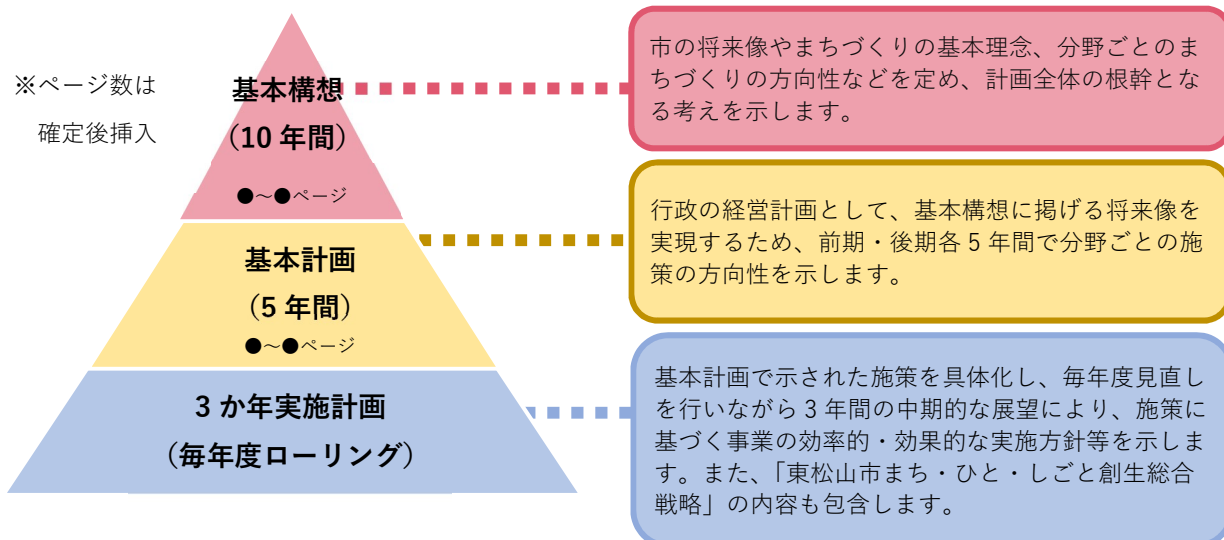
この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとした社会の変化をはじめ、人口減少や少子化、高齢化の進行、市民ニーズの多様化、デジタル化の進展、頻発化・激甚化する災害への備えなど、既存の考え方や方法だけでは対応することが困難な課題と多く直面しなければならない時代を迎え、地方自治体に求められる役割も重要性が増しています。

こうした背景の下、これまで積み上げてきたまちづくりの成果を継承しつつ、高い持続性を持ち、新たな時代に対応した施策を進めていくため、本市の最上位計画として、今後 10 年間ににおける行政運営の基本的な方針を定める「第六次東松山市総合計画」を策定します。

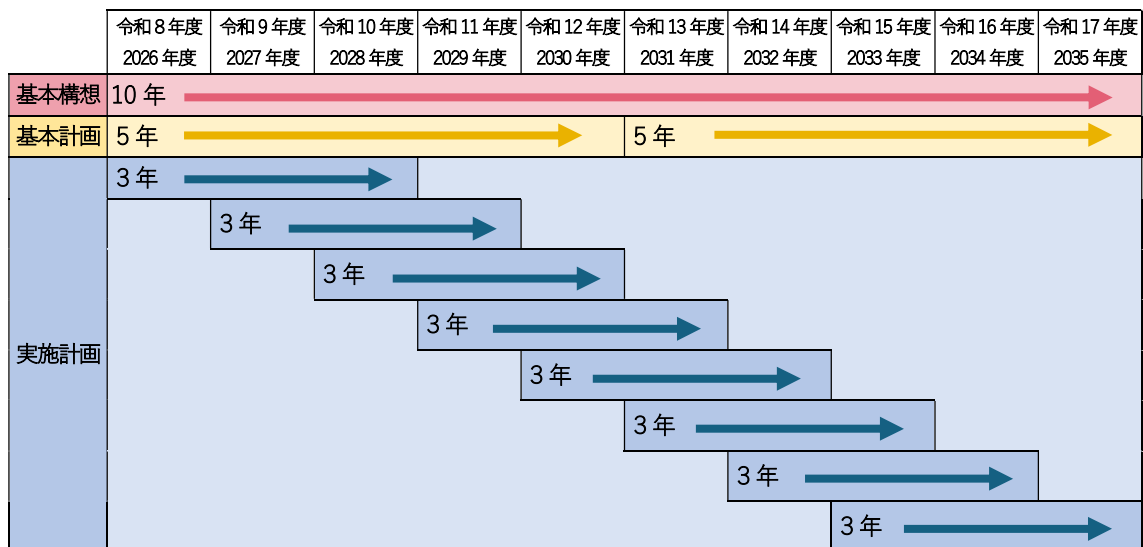
2 計画の構成と期間

（1）計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の 3 層で構成されています。



(2) 計画期間



3 東松山市の概要

(1) 位置・気候・地勢

東松山市は埼玉県ほぼ中央部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から北西に約 30 キロメートル、都心部から約 50 キロメートルの圏内にあります。市の西側にかけて豊かな自然を有する比企丘陵が広がり、東側には関東平野の一部が広がるなど、丘陵と平地が共存する地形となっています。また、市内には都幾川や市野川などの河川が流れ、変化に富んだ豊かな自然環境が形成されています。

さらに、本市は古くから交通の要衝として重要な役割を果たしており、関越自動車道東松山インターチェンジや東武東上線の停車駅を有し、広域交通網の要として交通利便性が非常に高い地域です。

気候は、典型的な内陸性の気候で、夏は気温・湿度が高く、冬は冷え込みが厳しく乾燥する傾向があります。年間を通じて比較的晴天の日が多く、四季の移ろいを身近に感じることができます。



(2) 地区の特徴

松山地区

特徴：古くから交通の要衝として栄え、東松山駅を中心に行政機関や金融機関、商業施設、飲食店などが集積する本市の中心部です。駅周辺の中心市街地にはマンションやアパートなどの集合住宅が多く、駅から少し離れると戸建住宅の住宅地が広がっています。東松山駅を拠点として路線バス網も充実しており、本市のみならず、比企地域の玄関口としての役割も担っています。また、箭弓稻荷神社や夏まつりなどの歴史・観光資源も有しており、本市のまちの核として、道路をはじめとした都市インフラの整備も進められています。

大岡地区

特徴：谷津と呼ばれる谷状の湿地が点在し、地形を生かした溜め池や沼を利用した田園風景が自然豊かな景観を作り出しています。また、地域の人々によって脈々と引き継がれてきた伝説や伝承、史跡等が残され、自然と歴史が調和し、四季を豊かに感じることができる地域です。東松山ぼたん園や東松山市農林公園、伝説・伝承を巡るウォーキングコース、クラフトビール醸造所など、魅力ある観光スポットが点在しています。地域に対する住民の愛着も高く、大岡市民活動センターを拠点に、住民が主体となって地域の魅力向上に取り組んでいます。

唐子地区

特徴：比企丘陵の雑木林や水田、畑地と清流都幾川の流れが調和し、三大児童文学の一つ『天の園』の舞台として描かれた「ふるさとの原風景」が今も色濃く残された地域です。化石と自然の体験館、くらかけ清流の郷が整備され、魅力あるアクティビティが提供されています。また、規模の大きい医療機関が立地し、鉄道にアクセスしやすい地域であることから、利便性のよい住環境が整っています。地区内の新郷、葛袋には工業団地が整い、国道 254 号や関越自動車道東松山インターチェンジ周辺には多くの企業が立地し、生産や物流の拠点としても重要な役割を担っています。

高坂地区

特徴：西側から東側にかけて丘陵地、台地、低地が連なる起伏に富んだ地形が広がり、子育て支援施設や大型商業施設、大学、埼玉県こども動物自然公園などが立地し、豊かな自然と都市機能が両立した地域です。高坂駅周辺は民間による住宅地の整備や土地区画整理事業により良好な住環境が整い、利便性の高い街並みを形成し、子育て世帯も多く住んでいる地域です。一方、周辺に大学が立地する土地柄を背景として若者の転出入が激しい地域でもあります。子育てや教育に関する社会資源が整えられ、本市のまちの副次核としてのにぎわいを創出しています。

野本地区

特徴：美しい田園風景を背景に歴史を感じさせる農村地域と新たな住宅地が広がり、国道 254 号、407 号が交わる道路交通の利便性が高い地域です。地域南側の都幾川沿いでは、住民による「さくらの里」の整備が進められ、地域の魅力を向上させています。また、域内には県指定史跡將軍塚古墳をはじめ、貴重な文化財が多く存在し、観光資源としての活用も期待されています。さらに、農業振興の拠点である農産物直売所いなほてらすでは、新鮮な農産物を買求める人で連日にぎわっています。

高坂丘陵地区

特徴：丘陵地を活用した大規模な土地区画整理事業により開発された住宅地で、道路や公共下水道、自然と調和した公園などのインフラ施設が計画的に整備された住環境が形成されている地域です。住宅地の開発から約 40 年が経過し、住民の高齢化が顕著になっていますが、地域コミュニティの向上や自然豊かな街並みの形成に対する取組が積極的に進められており、住民同士のつながりを大切にしながら時代に即した地域活動が実践されています。

平野地区

特徴：地区の西側から中央部にかけては住宅や農地が広がり、古くから梨の生産が盛んで、「梨の里」として知られています。東松山駅周辺の市街地へのアクセスもよく、住宅地が整備され、自然に囲まれた良好な住環境が整った地域です。地域住民が主体となって実施する「花・歩・梨（かほり）プロジェクト」は、花いっぱい運動の一翼を担い、地域環境の美しさだけでなく、住民同士の交流や特色ある地域づくりにつながっています。

4 東松山市を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少の進行

日本の人口は 2008 年をピークに減少に転じ、全国的な少子化・高齢化が加速しています。また、若年層の都市部への流出により、地方部では生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加という構造的な問題が顕著になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、日本の総人口は今後も減少を続け、2070 年には 8,700 万人まで減ると予測されており、地域経済活動の縮小や税収の減少、地域コミュニティの維持困難などが現実のものとなっています。

(2) 防災・減災対策の推進（大規模災害への備え）

地球規模の気候変動の影響で、局所的な短時間豪雨災害が頻発化するとともに、台風の大規模化などが懸念されています。また、近い将来に発生が予測される巨大地震は、大きな人的被害に加え、広域的な都市機能に甚大な影響を与える可能性があります。本市において 2 名の尊い命を失い、全壊 129 戸を含め 770 戸の家屋が被害を受け、避難者が 3,000 人を超える甚大な被害を受けた令和元年東日本台風での教訓を踏まえながら、住民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助が一体となった防災・減災体制のさらなる強化が求められています。

(3) デジタル社会の進展

A I、I o T、ビッグデータなどのデジタル技術の進化は、行政サービスの効率化や住民の利便性向上、地域課題の解決に大きな可能性をもたらしており、政府においても「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、D Xの推進が加速化しています。地方自治体においても「自治体D X」の名のもとにさまざまな取組が進められていますが、財政事情等もあり、自治体間の格差も生まれています。「I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」というD Xの定義を念頭に、デジタル技術を活用した住民の生活利便性の向上につなげていくことが求められています。

※AI（人工知能）とは、「Artificial Intelligence」の略で、人間の知能や知的行動をコンピュータなどの人工的なシステムで再現しようとする技術や研究分野のこと。

※IoTとは、「Internet of Things」の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される

※ビッグデータとは、人間が全体を把握することが困難なほど膨大で、多様かつ高速に生成・処理されるデータ群のこと

※ICT（Information and Communication Technology／情報通信技術）とは、パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報通信機器やネットワークを使い、情報の収集・処理・伝達・共有・活用を行うための総合的な技術のこと

※DX（Digital Transformation）とは、提唱者の定義では「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされているもの。

（４）グローバリズム・世界情勢の変化

国際的な経済対立や地域の安全保障問題は、地域社会や住民生活にも大きな影響を与えています。また、国際化の進展を背景とした外国人住民の増加は、多文化共生というメリットがある一方で、地域コミュニティの維持に課題を生じさせることもあります。このような中で、「グローバル（地球規模の）」と「ローカル（地域的な）」を組み合わせた「グローカル」という地域性を考慮しながら地球規模でものごとを考える視点も提唱されています。将来予測が困難で不確実な時代（^フ^ー^カ_{UCA}）と呼ばれる世界情勢の中で流動化する社会に対し、対応する力を身につけていくことが地方自治体にも求められる時代となっています。

※VUCAとは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語で、世界全体が極めて予測困難な状況に直面しているという 21 世紀の時代認識のこと。

（５）食料安全保障の確保

若い世代の農業離れや農業従事者の高齢化により、担い手が減少し、管理されなくなった農地が増加することで国内の食料生産能力は低下し、国の食料生産基盤の脆弱化が進んでいます。また、日本の食料自給率はカロリーベースで 38%（令和 5 年度）まで降下しており、多くの食料を海外からの輸入に依存していることから、国際的な需要の変化や災害、紛争などによって国内での食料供給が不安定化するリスクを常に抱えています。食料安全保障の問題は国家レベルの課題であると同時に、住民の「食」を支える最前線にいる地方自治体にとっても重要な課題となっています。農業の担い手確保や生産性の向上などに取り組むとともに、地産地消などの域内での経済循環を推進することで、市内での食料自給率を高め、市民が安心して安全な「食」を確保できる環境整備の重要性が高まっています。

※食料安全保障とは、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態のこと。

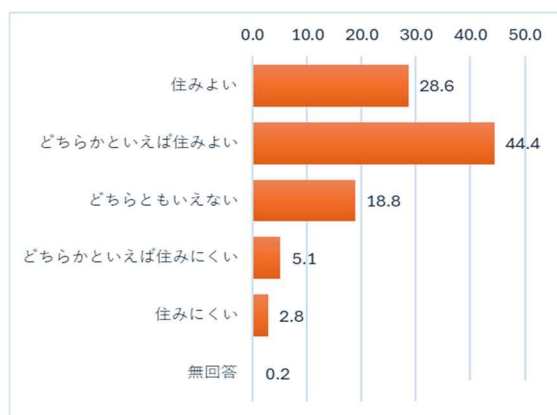
5 市民意識調査の結果

市民の意見が反映された計画とし、これからのまちづくりに役立てていくため、市政についての意見等を調査する「市民意識調査」を実施しました。

(1) 調査概要

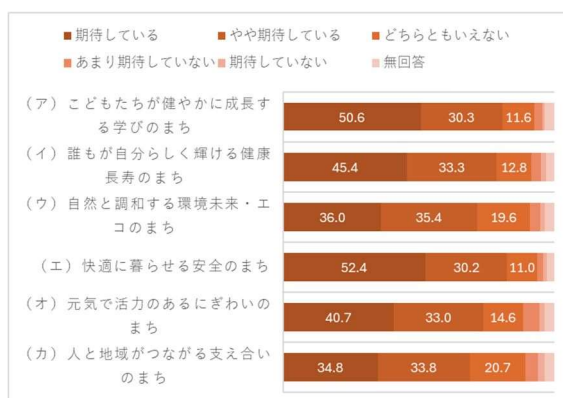
- ・調査対象地域 東松山市全域
- ・調査対象者 市内居住の満18歳以上の市民2,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 調査票等を郵送で送付し、回答は郵送回答又はインターネット回答（調査対象者による任意選択）
- ・調査期間 令和6年9月17日（火）～10月1日（火）
- ・有効回答率 1,095人（54.75%）

(2) 本市の住みよさ



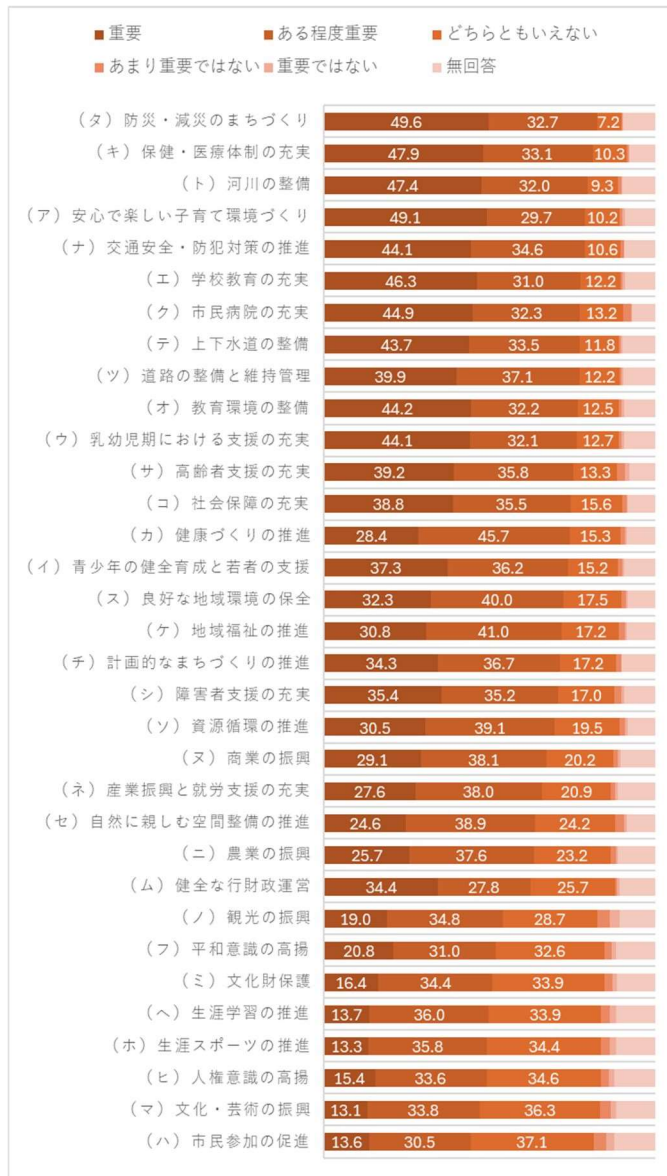
「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を選択し、住みよいと感じている市民が73.0%（7割以上）、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を選択し、住みにくいを嘆じる市民が7.9%（1割未満）となり、多くの市民が住みよさを実感しています。民間が行っている調査結果でも示されているとおり、「住みよさ」は本市の特徴といえます。

(3) どんなまちになってほしいか



「快適に暮らせる安全のまち」(82.4%)、「こどもたちが健やかに成長する学びのまち」(80.6%)、「誰もが自分らしく輝ける健康長寿のまち」(78.6%)が上位となっています。都市機能が整ったまちの快適性や安全性、子育て支援の充実、健康長寿を期待する声が多い状況になっています。

(4) 各取組のこれからの重要度



上位5位

- 1位 防災・減災
- 2位 保健・医療
- 3位 河川整備
- 4位 子育て環境
- 5位 交通安全・防犯

市政の今後の重要度に関する質問では、「防災・減災」(82.3%)「保健・医療」(81.0%)「河川整備」(79.4%)「子育て環境」(78.8%)「交通安全・防犯」(78.7)が上位に挙がりました。特に市民の生命・財産に重要な役割を果たす「防災・減災」と「保健・医療」は8割を超える方が重要と感じる取組であるとしています。

【市民意識調査から見る重要度の高いテーマ】

子育て環境づくり

防災・減災のまちづくり

保健・医療・健康

まちの快適性・安全性

6 未来を担う若者の意見

将来のまちづくりの担い手となる若者から、まちづくりに対する意見や考えを聞くため、令和7年2月から3月にかけて市内8校の中学生・高校生を対象とした座談会を実施しました。

(座談会実施高校・中学校)

松山高等学校、松山女子高等学校、東京農業大学第三高等学校
松山中学校、北中学校、東中学校、南中学校、白山中学校

(1) 若者が考える「にぎわい」

■「にぎわい」のあるまちとは

- 人が集まりたくなる場所があり、多くの人の声があふれるまち
- 地域の人々のコミュニケーションが活発なまち

■「にぎわい」の生み出し方

地域の人々がつながりを持ちながら、共にまちを活性化させていこうとすることで生み出されるもの

(2) 若者が考えるまちの強み、弱み（一部抜粋）

強み	弱み
●交通の利便性が良い ●地域住民のつながりが強い、住民の人柄の温かさ ●自然と都会が調和している ●子育て支援が手厚い ●高齢者に配慮があり、こどもに優しい  まちの利便性、人々のつながり・温かさ、子育てや福祉の充実が強み	●娯楽施設や遊ぶ場所が少ない ●東松山市といえば「これ!」というものが思い浮かばない ●駅前の商店街が寂しい ●情報の発信力が弱い ●大きい公園や運動場がない  にぎわいを生み出すための施設や機能の不足、情報発信力の低さが弱み

7 市民の意見

本計画を全市的な計画とするため、令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月にかけて市内 7 地区で座談会を開催し、東松山市全体のまちづくりの方向性などについて市民の意見を伺いました。また、人口減少が進む中で、子育て世帯の移住・定住に向けた取組を検討していくため、令和 7 年 2 月に子育て世帯の方から今後の子育て環境について意見を伺いました。

(1) 地区座談会により把握された本市の課題

具体的な意見	共通の課題
・管理されない空家が増加すると、地域の治安悪化につながる可能性があるのではないか。 ・空家が管理されず、木の枝が伸びてきたり、ハチの巣ができていたりして、近隣住民が困ることが多くなっている。	空家の増加
・高齢になり運転免許証を返納したときに、買い物や通院時の移動手段に困ることが不安になっている。 ・路線バスの本数の減少や夜間のタクシー不足は、現役世代にとって、住みづらさにつながると思う。	交通手段の確保

(2) 子育て環境に関する共通意見

具体的な意見	共通の意見
・乳幼児期の遊べる場を充実してほしい。 ・児童館や屋内遊具が整った施設があると嬉しい。 ・親が安心して集まることができるサークルや場所があるとよい。 ・既存のサービスがもっと充実するとありがたい。	遊び場の整備 親同士がつながる場の充実 既存サービスの充実

第2章 基本構想

1 まちの将来像

将来像は、東松山市が 10 年後に目指すべきまちの姿を示すものです。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、本市のあるべき姿をより確かなものにしていくため、第六次総合計画では次の将来像を掲げます。

元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山

「元気」

- ◆こどもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの健康増進
- ◆中心市街地のにぎわい創出
- ◆観光客の増加
- ◆地域産業の活性化
- ◆移住・定住の増加 など

「希望」

- ◆子育て環境の充実
- ◆豊かなシニアライフ
- ◆人々が孤立しない社会
- ◆社会で活躍する人材が育つ充実した教育環境 など

「歩むまち」

- ◆日本スリーデーマーチ開催都市、ウォーキングのまち東松山
- ◆ウォーキングを生かした取組を中心にして市民が健康であり続けること
- ◆市民が元気で希望を抱きながら未来へ歩んでいけること など

「住みよさ」

- ◆生活に必要な都市機能が整っていること
- ◆利便性の高い交通網が維持されていること
- ◆防災力が高いこと
- ◆豊かな自然の中で暮らせる環境があること など

「やさしさ」

- ◆人と人とのつながりを大切にするまちをつくっていくこと
- ◆地域住民同士が笑顔であいさつできる関係性があること
- ◆市民がお互いを尊重しながら共に地域を構成していくこと など

2 まちづくりの理念

「美しい自然にめぐまれ、長い歴史と香り高い伝統をもつ東松山市民であることに誇りと責任を感じ平和な住みよい文化都市を建設する」ことを掲げた東松山市民憲章は、本市がまちづくりを進めていく上で基本となる指針です。

個性や個人が尊重される社会のマイナスの側面として人間関係の希薄化が課題として挙げられる現在、市民憲章に託された先人の想いを理解し、地域に暮らす人々が、お互いを尊重し合い、支え合いながら、誇りを持って笑顔で暮らすという視点にいま一度立ち返ることも重要です。

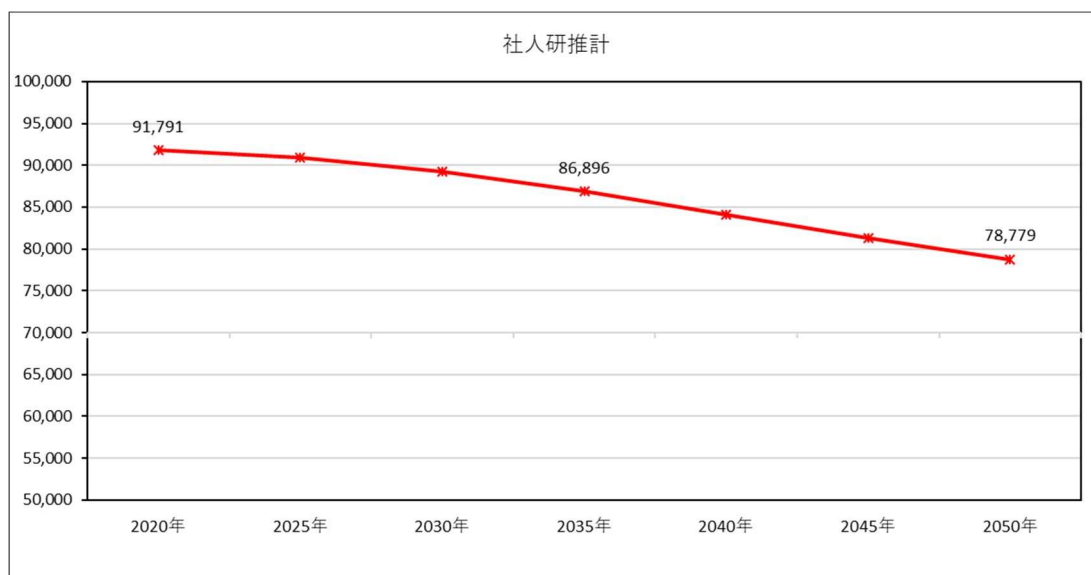
また、全国的な人口減少の局面の中で、市民ニーズに応えながら、快適で安全に住むことのできる都市環境の整備や子育て支援、心身の健康増進に向けた取組を充実させ、定住や移住を促進していくこともまちの発展にとって重要な視点です。

不確実性が増し、多くの人々が不安を抱える時代だからこそ、まちづくりの根幹である「市民力」を信じ、本市に関わる全ての人々や事業者、行政が一体となり、本計画に掲げるまちの将来像の実現に向けて元気を創造し、希望を叶え、未来へ歩むことのできるまちづくりを推進します。

3 将来の人口予測

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、計画期間の最終年度にあたる令和 17 年（2035 年）に 86,896 人になることが予測されています。

生き方や暮らし方の選択肢の幅が広がり、社会情勢や経済状況が激しく変化する時代の中において、人口減少が進行していくことを前提とした社会基盤を構築していく視点も重要となります。このため、本市では、人口減少のスピードが少しでも緩やかになるよう、対策を講じながらまちの発展を目指していきますが、現在の人口動向も十分に考慮しつつ、各分野における施策を展開していきます。



経年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
社人研推計	91,791	90,948	89,229	86,896	84,151	81,337	78,779

4 将来都市構造

将来都市構造は、本計画に掲げた将来像の実現を目指すとともに、まちづくりの骨格を示すため、本市の特徴と将来への展望を見据え、目指すべき都市の姿を概念的に表すものです。

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子化・高齢化が進む中、都市機能の集約化を図りながら、保有する地域資源や都市基盤を有効活用し、首都近郊の地方都市としての魅力や優位性を高めていくことが大切です。

そのため、次に掲げる 6 項目を将来の都市構造の基本的な考え方とし、まちづくりを進めていきます。

将来都市構造の基本的な考え方

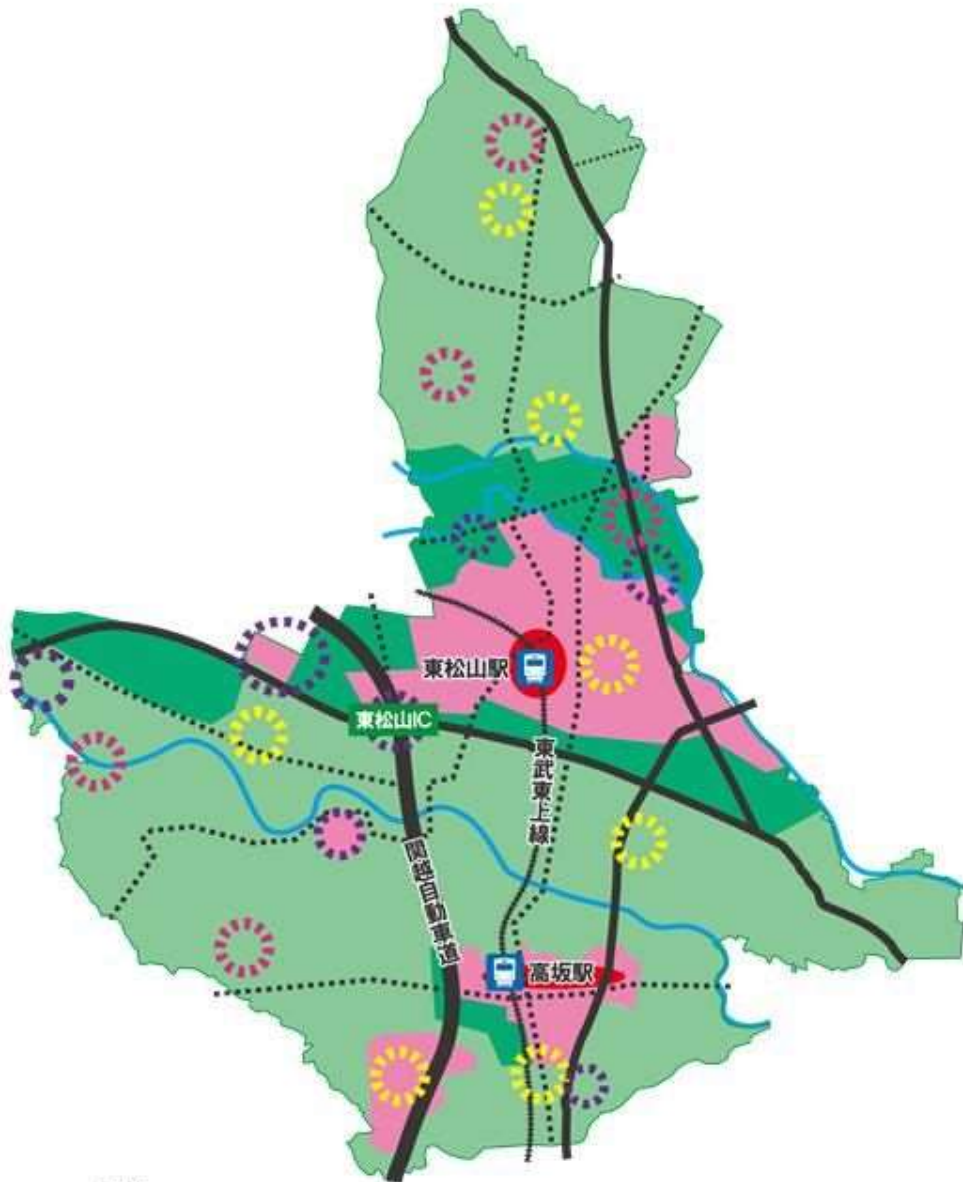
- 1 東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」とする。
- 2 市街化区域を「市街地ゾーン」とする。
- 3 市街化区域に接する市街化調整区域を「緑住ゾーン」とする。
- 4 「緑住ゾーン」を除く市街化調整区域を「田園ゾーン」とする。
- 5 特徴的な都市の機能等を担う地域を「拠点」とする。
- 6 「核」や「拠点」の連携や広域的なアクセス等において重要な役割を担う道路や河川を「軸」とする。

(2) 将来都市構造

- ①「核」 : まちの核、まちの副次核
- ②「ゾーン」: 市街地ゾーン、緑住ゾーン、田園ゾーン
- ③「拠点」 : 地域の拠点、みどりの拠点、産業の拠点
- ④「軸」 : 広域連携軸、地域連携軸、河川軸

区分		方針
①	まちの核	本市や比企地域の玄関口にふさわしい高水準の都市機能を備え、交通結節機能の強化や居住、文化・交流、商業など多様な機能の複合化・高度化を図り、都市の発展を牽引する都市機能の集積地と位置付けます。
	まちの副次核	“まちの核”を補完しながら、利便性の高い生活拠点として、高水準の交通サービスが確保され、一定の都市機能や生活機能の集約を図る地域と位置付けます。
②	市街地ゾーン	将来の人口推移や社会経済動向を的確に反映しながら、住宅の需要等の社会ニーズに応じた計画的な土地利用を誘導する地域と位置付けます。
	緑住ゾーン	秩序ある土地利用を推進し、みどりとゆとりある居住環境の調和を図りながら、地域の特性に応じた機能の誘導を図る地域と位置付けます。
	田園ゾーン	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良農地や林野などの豊かな自然を保全しながら、みどり・農・住の良好な関係を維持・推進する地域と位置付けます。
③	地域の拠点	地域レベルでの生活機能を維持するため、市民活動センターを中心として行政・生活サービスのための機能の集約を図る拠点と位置付けます。
	みどりの拠点	自然豊かな本市の特徴を生かした、憩い・スポーツ・観光・レジャー等の中心となる拠点と位置付けます。
	産業の拠点	産業の振興を図るため、工業・流通系産業の集積地や新たに産業の誘導を図る拠点と位置付けます。産業の誘導については、水害等の災害からの影響を十分に考慮します。
④	広域連携軸	都市間を結び、周辺市町村との交流や産業活動を支える役割を担う道路と位置付けます。
	地域連携軸	広域連携軸を補完し、全市域を有機的に結ぶ道路と位置付けます。
	河川軸	連続的なみどりが維持され、安らぎを与える河川と位置付けます。

(3) 将来都市構造図



凡例

核	ゾーン	拠点	軸
まちの核 まちの副次核	市街地ゾーン	地域の拠点	広域連携軸
	緑住ゾーン	みどりの拠点	地域連携軸
	田園ゾーン	産業の拠点	河川軸

5 まちづくりの柱と方向性

将来像を実現するため、次の6つのまちづくりの柱を設定し、目指すべき方向性を定めます。

1 こどもの分野

健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち

安心してこどもを産み育てられる環境を整備するとともに、未来を担う人材を育成するための教育環境づくりや成長段階に応じた若者支援を通じて、こどもたちが笑顔でのびのびと健やかに成長し、豊かな心を育むまちを目指します。

2 健康・福祉の分野

人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち

市のアイデンティティであるウォーキングを生かした健康づくりや、医療・福祉・介護の連携を強化することで、住み慣れたまちで誰もが生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

また、人と人、人と社会とのつながりを形成し、互いに支え合うやさしさにあふれる地域福祉の実現を目指します。

3 環境の分野

豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち

環境に対する市民意識の向上を推進するとともに、恵まれた豊かな自然を保全・活用し、快適に暮らせるまちを目指します。

また、ごみの排出量削減や資源循環の推進を図り、循環型社会の構築を目指します。

4 生活基盤の分野

安全性が向上し、安心して暮らせるまち

暮らしに必要な不可欠な生活基盤を維持・整備し、快適に暮らせるまちを目指します。

また、頻発化・激甚化する自然災害への備えや、空家・空き地対策の推進、地域公共交通の利便性向上を図ることで、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

5 産業の分野

ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち

恵まれた交通環境を生かした企業誘致や、地場製品のブランド力の強化、商工業者への支援を通じ、地域産業が元気で活気のあるまちを目指します。

また、周辺地域と連携した観光資源の活用や、シティプロモーションの強化により、魅力あふれるにぎわいのあるまちを目指します。

6 市民活躍の分野

協力と信頼で、心地よくいきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、まちづくりの主体として活躍できるまちを目指します。

また、生涯にわたる学習やスポーツ、文化・芸術を通じて、心豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

第3章 基本計画

1 前期基本計画の概要

(1) 施策の体系

基本目標 1 こどもの分野	1－1	子育て支援の充実
	1－2	乳幼児期の支援の充実
	1－3	学校教育の充実
基本目標 2 健康・福祉の分野	2－1	健康づくりの推進
	2－2	市民病院の充実
	2－3	地域福祉の推進
	2－4	社会保障の適正な運営
	2－5	高齢者福祉の充実
	2－6	障害者福祉の充実
基本目標 3 環境の分野	3－1	良好な地域環境の保全
	3－2	自然環境の保全
	3－3	資源循環の推進・ごみ処理体制の推進
	4－1	防災・減災対策の推進
基本目標 4 生活基盤の分野	4－2	計画的なまちづくりの推進
	4－3	公共交通ネットワークの維持・形成
	4－4	道路の整備と維持管理
	4－5	持続性のある上下水道事業の推進
	4－6	流域治水の推進
	4－7	快適な住環境の保全
	5－1	農業の振興
基本目標 5 産業の分野	5－2	商工業の振興
	5－3	企業誘致の推進・就労支援の充実
	5－4	観光の振興・シティプロモーションの強化
	6－1	市民参加の促進と生活の安全確保
基本目標 6 市民活躍の分野	6－2	生涯学習の推進
	6－3	生涯スポーツの推進
	6－4	文化・芸術の振興
	6－5	人権意識・平和意識の醸成

■第六次総合計画_施策体系表（0725素案）

まちづくりの柱		目指すべきまちの姿	基本施策		第六次施策
1	こども	健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち	1-1	子育て支援の充実	①子育て支援の充実
					②子育て相談体制の充実
					③こどもの安全確保
					④子育て家庭への経済的支援
			1-2	乳幼児期の支援の充実	①保育・就学前教育の充実
					②多様な保育サービスの提供
					③食育と歩育の推進
			1-3	学校教育の充実	
					①確かな学力の育成
					②健やかな心身の育成
					③多様なニーズに対応した教育の推進
					④安心な学習環境の整備
					⑤学校と地域の連携推進
2	健康・福祉	人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち	2-1	健康づくりの推進	①健康増進と疾病予防の推進
					②歯科口腔保健の推進
					③地域医療体制の充実
			—	—	
			2-2	市民病院の充実	①診療体制の充実
					②病院経営の強化
					③医療機能の分化と連携の推進
					④施設設備の充実と老朽化対策の推進
			2-3	地域福祉の推進	①地域社会のネットワーク化の推進
					②包括的な支援体制の強化
					③孤独・孤立対策の推進
			2-4	社会保障の適正な運営	①生活困窮者の自立支援と適正な制度運営
					②国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営
			2-5	高齢者福祉の充実	①介護予防の推進と社会参加の促進
					②医療と介護の連携強化
					③認知症対策の推進
3	環境	豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち	3-1	良好な地域環境の保全	①安心して安全な地域環境の保全
					②環境に対する市民意識の向上
			3-2	自然環境の保全	①自然環境の保全
					②豊かな自然の活用
					③有害鳥獣・特定外来生物への対応強化
			3-3	資源循環の推進・ごみ処理体制の推進	①ごみの減量とリサイクルの推進
					②家庭ごみ排出環境の向上
					③一般廃棄物処理体制の維持
			4-1	防災・減災対策の推進	④災害廃棄物処理体制の強化
					①地域防災力の強化
					②危機管理体制の強化

■第五次計画_施策体系表

基本施策		第五次施策
1-1-1	安心で楽しい子育て環境づくり	①子育て支援の充実
		②子育て相談・情報提供の充実
		③児童虐待・DVなどへの対応
		④子育て家庭への経済的支援
1-1-2	青少年の健全育成と若者の支援	①非行防止の取組の充実や有害環境の排除
		②若者支援の充実や次代の親の育成
1-2-1	乳幼児期における支援の充実	①就学前の教育・保育の充実
		②多様な保育サービスの提供
		③食育の推進
		④歩育の推進
1-3-1	学校教育の充実	①確かな学力の確立
		②社会性が身に付く教育の実践
		③教員の資質・能力の向上
		④相談体制の充実
1-3-2	教育環境の整備	①安心で快適な学習環境づくり
		②地域に根ざした学校づくり
		③学校給食の充実
2-1-1	健康づくりの推進	①ウォーキングによる健康づくりの推進
		②健康づくりと疾病予防の取組
		③歯科口腔保健の推進
		④食育の推進
		⑤がん検診等の推進
		⑥感染症対策の充実
2-2-1	保健・医療体制の充実	①医療・福祉・介護の連携強化
		②医療機関同士の連携強化
		③かかりつけ医の普及と適切な医療機関情報の提供
2-2-2	市民病院の充実	①診療体制の充実と連携・機能分化の推進
		②経営の適正化の推進
		③医療と介護分野との連携推進
		④施設及び各種医療機器の安全性と性能の向上
2-3-1	地域福祉の推進	①地域社会のネットワーク化の推進
		②関係団体の活動支援
		③地域福祉の担い手の育成
		④権利擁護の推進
2-3-2	社会保障の充実	①生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営
		②国民健康保険制度の安定的運営
		③後期高齢者医療制度の安定的運営
2-4-1	高齢者支援の充実	①いきがいつくりと社会参加の推進
		②健康づくりと介護予防の推進
		③認知症施策の推進
		④介護保険制度の適正な運営
2-5-1	障害者支援の充実	①全ての市民がともに暮らす社会の実現
		②障害者に対する生活支援の充実
		③障害者の就労支援の充実
3-1-1	良好な地域環境の保全	①地球温暖化対策の推進
		②環境に対する市民意識の向上
		③快適な生活環境の確保
3-2-1	自然に親しむ空間整備の推進	①緑と水の保全と活用
		②自然と親しむ環境整備
		③生態系の保全による自然環境の維持
3-3-1	資源循環の推進	①ごみの減量とリサイクルの推進
		②一般廃棄物処理の方向性の明確化
4-1-1	防災・減災のまちづくり	③災害廃棄物処理の体系化
		①災害に対する備えの充実と地域防災力の強化
		②令和元年東日本台風からの復興と災害に強いまちづくり
		③防災に対する意識の向上
		④危機管理体制の強化
		⑤地域防災拠点の機能強化と災害対応の充実
		⑥感染症流行時の危機管理

4	生活基盤	安全性が向上し、安心して暮らせるまち	4-2	計画的なまちづくりの推進	①持続性の高いまちづくり	4-2-1	計画的なまちづくりの推進	①持続可能なまちづくりの推進
					②市街地の整備と中心市街地の活性化			②東松山駅周辺の整備
			③安全で質の高い公園・緑地の維持管理	③市街地の整備				
					④快適で住みよい住宅の推進			
					⑤質を高める公園整備の推進			
					⑥持続可能な公共交通ネットワークの形成・維持			
			4-3	公共交通ネットワークの維持・形成	①持続的な地域公共交通の維持・形成	—	—	
					②移動制約者に対する公共交通の利便性向上			
4-4	道路の整備と維持管理	①生活道路の整備	4-3-1	道路の整備と維持管理	①安全で快適な道路の整備と維持管理			
		②橋梁の強靱化と適正な維持管理			②橋梁の強靱化と適正な維持管理			
		③安全で快適な道路の維持管理			③歩行者の安全対策			
4-5	持続性のある上下水道事業の推進	①水道事業の安定的な経営	4-3-2	上下水道の整備	①水道水の安定供給			
		②下水道事業の安定的な経営			②下水道の整備と維持管理			
		③水道施設の維持管理の推進			③合併処理浄化槽への転換の促進			
		④下水道施設の計画的な整備						
		⑤下水道施設の最適化とし尿・下水処理の推進						
4-6	流域治水の推進	①雨水浸水対策の強化	4-3-3	河川の整備	①河川の計画的な整備による雨水対策			
		②河川等の適正な維持管理			②河川、水路、池沼の適正な維持管理			
		③計画的な河川整備の促進			③雨水浸水対策の推進			
4-7	快適な住環境の保全	①安心できる住まいの確保	—	—				
		②空き家対策の推進						
—	—		4-4-1	交通安全・防犯対策の推進	①交通安全意識の啓発			
					②防犯設備の整備と防犯意識が高いまちづくり			

5	産業	ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち	5-1	農業の振興	①多様な担い手の育成・確保	5-1-1	農業の振興	①農業生産基盤の整備
					②農地の保全と活用			②農業の担い手の育成・確保
			③多彩で魅力的な農業の推進	③農畜産物のブランド化と収益性の高い農業の実現				
					④地産地消の推進と関連産業の活性化			
			5-2	商工業の振興	①商店街の活性化	5-2-1	商業の振興	①商店街活性化の促進
					②地場産品のブランド力強化			②商工業者への支援
			③商工業者の経営基盤安定化支援	③経営基盤安定化への支援				
					④中小企業者・創業・起業への支援			
5-3	企業誘致の推進・就労支援の充実	①強みを生かした企業誘致の推進	5-3-1	産業振興と就労支援の充実	①強みを生かした企業誘致の推進			
		②働く力のマッチング支援			②既存企業への支援の充実			
			③創業に対する支援の充実					
			④勤労者・就労支援の充実					
5-4	観光の振興・シティプロモーションの強化	①観光資源の活用	5-4-1	観光の振興	①地域資源を活用する			
		②観光PRの強化と広域連携の推進			②観光資源をつなぐ			
		③シティプロモーションの強化			③観光情報を届ける			
					④地元観光を楽しむ			
6	市民活躍	協力和信頼で、心地よくいきいきと暮らせるまち	6-1	市民参加の促進と生活の安全確保	①地域活動の促進と担い手支援	6-1-1	市民参加の促進	①自治会やハートピアまちづくり協議会を中心とする各地区による地域活動の推進
					②多文化共生の理解促進			②災害や感染症を踏まえた地域活動の継承と発展
					③防犯意識の向上と交通安全意識の啓発			
					④消費者トラブルの解消と相談体制の充実			
			6-2	生涯学習の推進	①社会教育の充実といきがづくり	6-3-1	生涯学習の推進	①社会教育の充実と自主的な学習の推進
					②図書館機能の充実			②図書館の充実
			6-3	生涯スポーツの推進	①ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの継承	6-3-2	生涯スポーツの推進	①日本スリーデーマーチの充実とウォーキングの推進
					②スポーツを楽しむ環境づくりの推進			②スポーツを楽しむ環境づくりの推進
					③ライフステージに応じたスポーツ活動の推進			
6-4	文化・芸術の振興	①文化・芸術活動の促進	6-4-1	文化・芸術の振興	①文化・芸術活動の促進			
		②文化財の保存と継承			②歴史継承の推進			
		③文化財の啓発と活用			③国際交流の推進			
			6-4-2	文化財保護	①文化財の保護と継承			
					②文化財の啓発と活用			
6-5	人権意識・平和意識の醸成	①人権意識の向上	6-2-1	人権意識の高揚	①人権意識の向上			
		②人権教育の推進			②人権教育の推進			
		③男女共同参画の推進			③男女共同参画社会の推進			
		④平和意識の醸成						
			6-2-2	平和意識の高揚	①平和意識の醸成			
					②戦時体験の継承			

健全で効果的な行政運営	①財政基盤の強化と効果的な予算執行	6-5-1	健全な行政運営	①健全な行政運営と効果的な予算執行
	②公共施設マネジメントの推進			②広報広聴の充実による情報共有
	③広報・広聴の充実			③公共施設の適正な維持管理の推進
	④窓口手続きの利便性向上			④適材適所の人事管理と人材育成
	⑤適正な賦課・徴収の実施			
	⑥効率的な公共調達			
	⑦適切な人事管理と人材育成			

健全な行政運営	①健全な行政運営と効果的な予算執行	6-5-1	健全な行政運営	①健全な行政運営と効果的な予算執行
	②広報広聴の充実による情報共有			②広報広聴の充実による情報共有
	③公共施設の適正な維持管理の推進			③公共施設の適正な維持管理の推進
	④適材適所の人事管理と人材育成			④適材適所の人事管理と人材育成

東松山市人口ビジョン (案)

令和7年7月改訂

 東松山市

目 次

1 人口の動向	1
(1) 人口の推移	1
(2) 人口動態	2
(3) 年齢階級別の人口移動	6
(4) 産業別就業者の状況	8
2 人口の将来の見通し	9
(1) 人口動向の総括	9
(2) 人口の変化が地域の将来に与える影響	10
(3) 人口の将来見通し	11

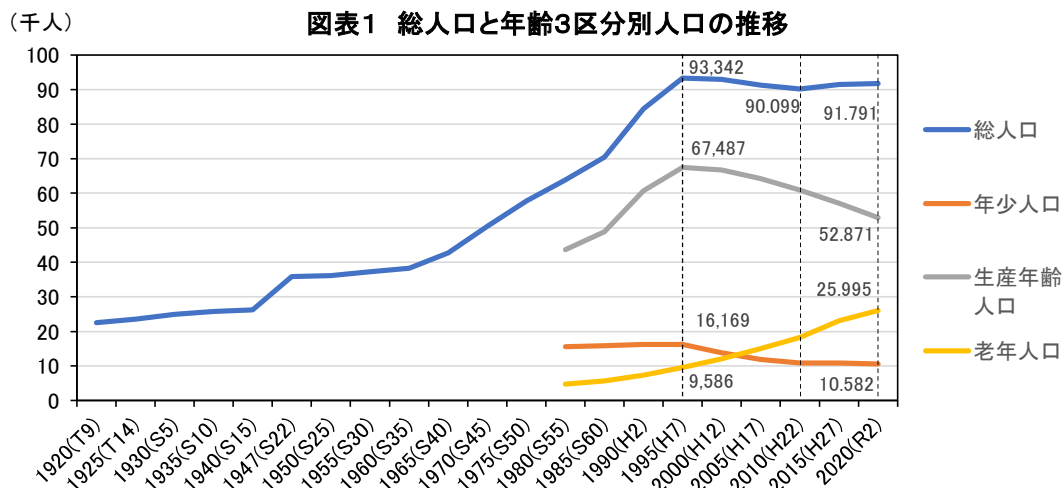
1 人口の動向

(1) 人口の推移

① 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成7(1995)年の約 9.3 万人をピークに、平成 22(2010)年にかけて減少したのちに増加傾向となり、令和2(2020)年には約 9.1 万人となっています。

年少人口と生産年齢人口が平成7(1995)年頃を境に減少傾向を示す一方、老年人口は増加を続けています。

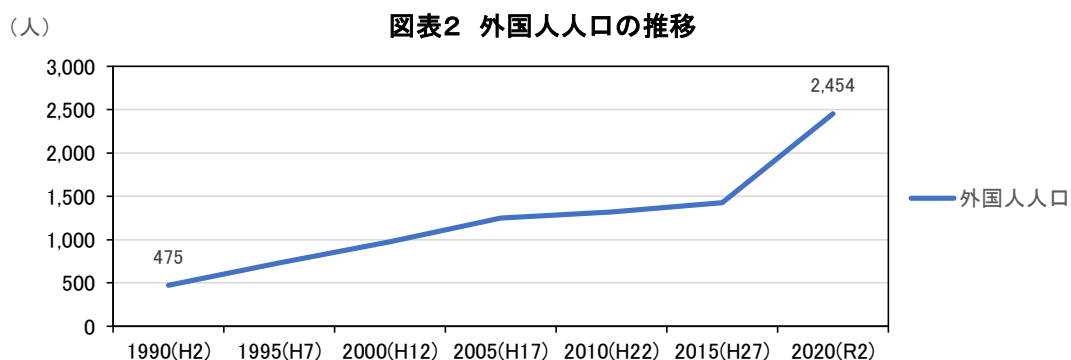


※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

出典：国勢調査

② 外国人人口の推移

外国人人口は、増加を続けており、平成 27(2015)年以降はその増加幅が大きくなっています。



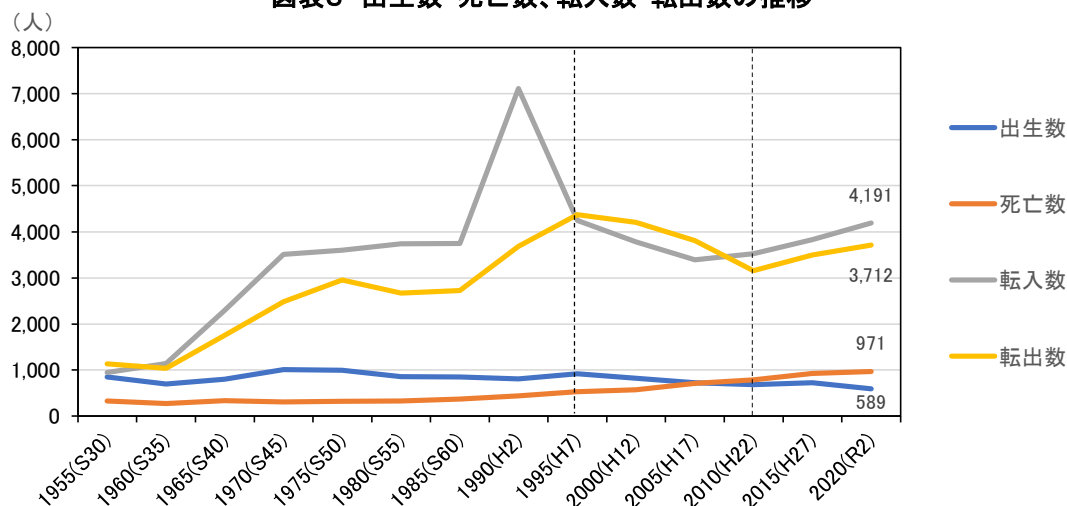
出典：国勢調査

(2) 人口動態

① 出生数・死亡数、転入数・転出数の推移

平成7(1995)年を境に転入超過から転出超過へと変化したのち、平成22(2010)年以降は再度転入超過に転じています。また、平成22(2010)年に死亡数が出生数を上回ったのち、自然減の傾向が続いています。

図表3 出生数・死亡数、転入数・転出数の推移

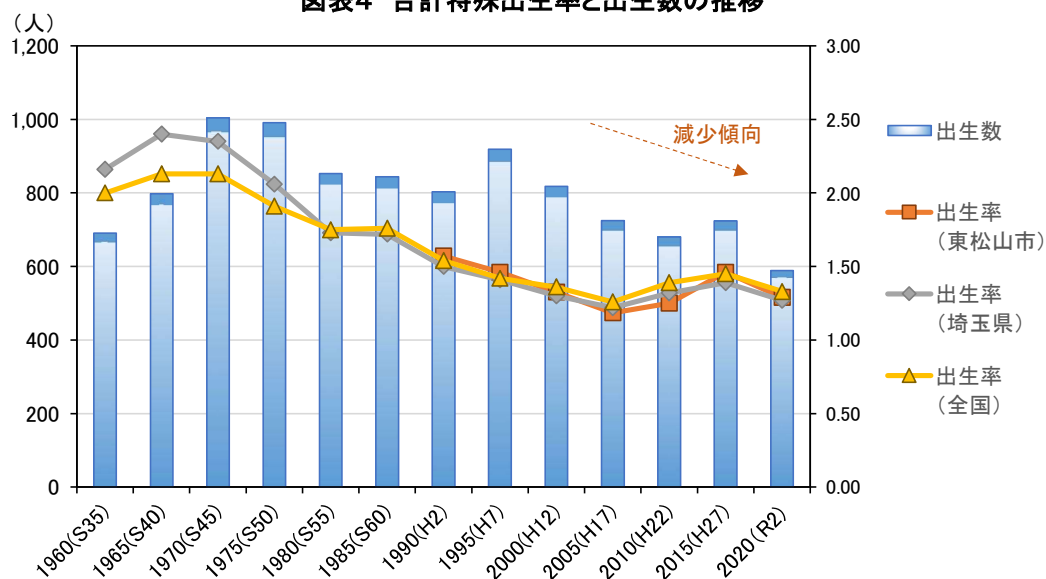


出典：東松山市資料

② 合計特殊出生率と出生数の推移

出生数が減少傾向を示す中で、合計特殊出生率については、全国や埼玉県と同様の傾向で推移し、平成17(2005)年から平成27(2015)年にかけてやや上向いたものの、減少傾向で推移しています。

図表4 合計特殊出生率と出生数の推移

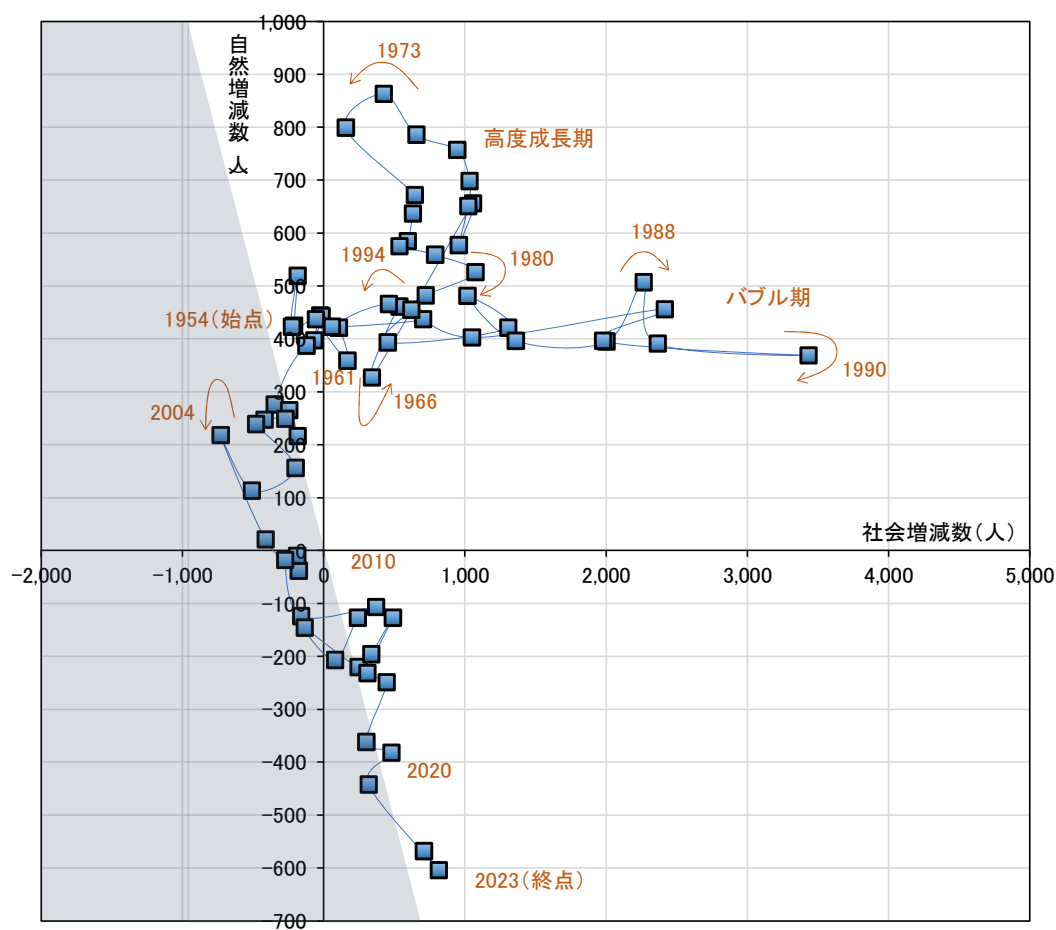


出典：埼玉県保健統計年報、東松山市資料

③ 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

高度成長期に大幅な自然増、バブル期には大幅な社会増となりました。近年では、自然減の傾向がみられます。

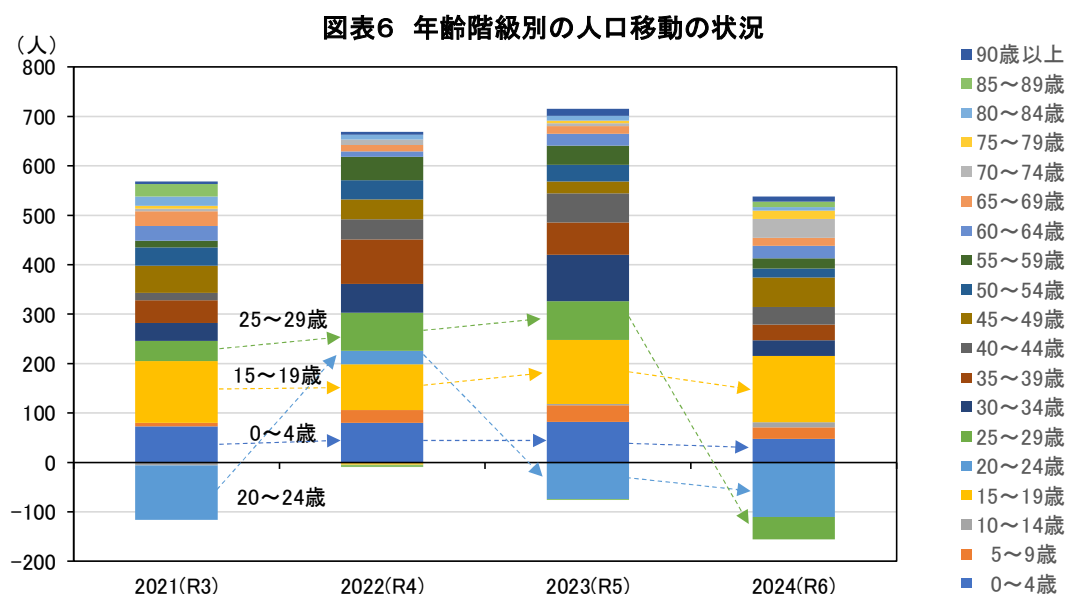
図表5 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



出典：東松山市資料

④ 年齢階級別の人口移動の状況

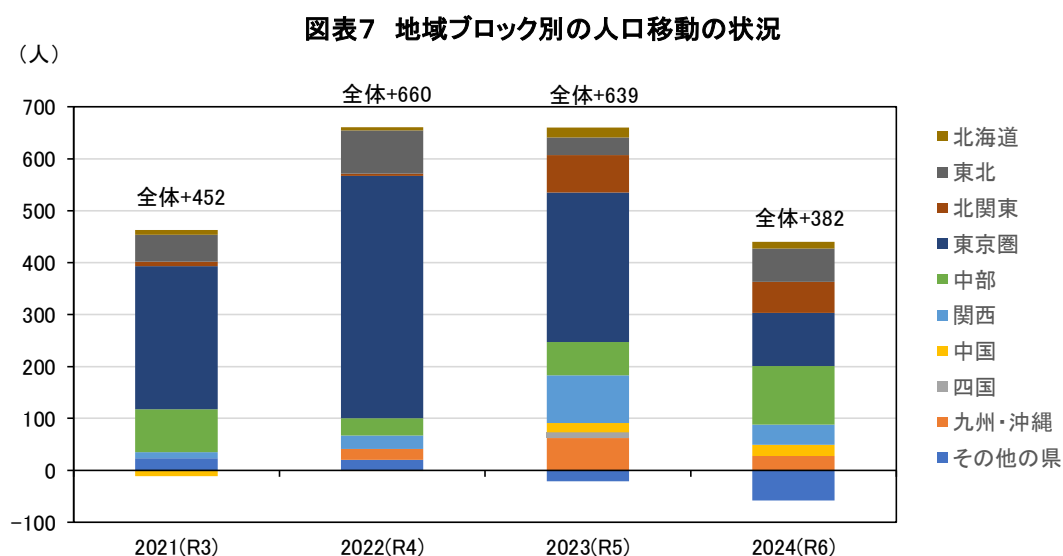
0～4歳、15～19歳の転入超過の度合いが大きくなっています。一方で、20～24歳については、転出超過の傾向が続いています。25～29歳については、令和6(2024)年に転出超過に転じています。



出典：住民基本台帳人口移動報告

⑤ 地域ブロック別の人口移動の状況

ほぼ全ての地域ブロックからの転入超過が続いており、特に東京圏からの転入超過が大きくなっています。



※地域ブロック区分

●北海道 ●東北：青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島 ●北関東：茨城, 栃木, 群馬 ●東京圏：埼玉, 千葉, 東京, 神奈川
 ●中部：新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知 ●関西：三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
 ●中国：鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口 ●四国：徳島, 香川, 愛媛, 高知 ●九州・沖縄：福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄
 ※ただし、転入数又は転出数が10人未満の都道府県は、「その他の県」に含まれる。

出典：住民基本台帳人口移動報告

⑥ 転入元・転出先の状況

都道府県別では、転入元・転出先ともに埼玉県内での人口移動が最も多く、次いで他の東京圏の自治体(東京都・神奈川県・千葉県)と群馬県との人口移動が多くなっています。

市区町村別では、転入元・転出先ともに人口規模の大きな川越市・さいたま市、近隣の坂戸市・熊谷市・滑川町・鶴ヶ島市との人口移動が多くなっています。

図表8 転入元の状況

(単位：人)

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
都道府県	埼玉県内 2,175	埼玉県内 2,220	埼玉県内 2,297	埼玉県内 2,059
	東京都 499	東京都 483	東京都 455	東京都 493
	神奈川県 164	神奈川県 181	神奈川県 178	千葉県 167
	群馬県 150	千葉県 174	千葉県 167	群馬県・ 神奈川県 147
	千葉県 121	群馬県 129	群馬県 155	
市区町村	川越市 230	川越市 303	川越市 301	坂戸市 224
	坂戸市 228	坂戸市 209	坂戸市 209	川越市 209
	さいたま市 162	さいたま市 143	滑川町 149	さいたま市 138
	滑川町 125	滑川町 130	熊谷市 133	熊谷市 137
	熊谷市 124	鶴ヶ島市 126	鶴ヶ島市 125	鶴ヶ島市 101

出典：住民基本台帳人口移動報告

図表9 転出先の状況

(単位：人)

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
都道府県	埼玉県内 1,939	埼玉県内 1,768	埼玉県内 1,911	埼玉県内 1,889
	東京都 464	東京都 500	東京都 559	東京都 547
	神奈川県 168	神奈川県 195	神奈川県 177	神奈川県 202
	群馬県 124	千葉県 128	千葉県 162	群馬県 130
	茨城県・ 千葉県 113	群馬県 117	群馬県 111	千葉県 126
市区町村	川越市 233	川越市 196	川越市 199	川越市 249
	坂戸市 168	さいたま市 134	坂戸市 157	坂戸市 182
	さいたま市 142	坂戸市 129	さいたま市 133	さいたま市 134
	熊谷市 128	熊谷市 120	滑川町 124	熊谷市 121
	滑川町 92	滑川町 115	熊谷市 113	滑川町 107

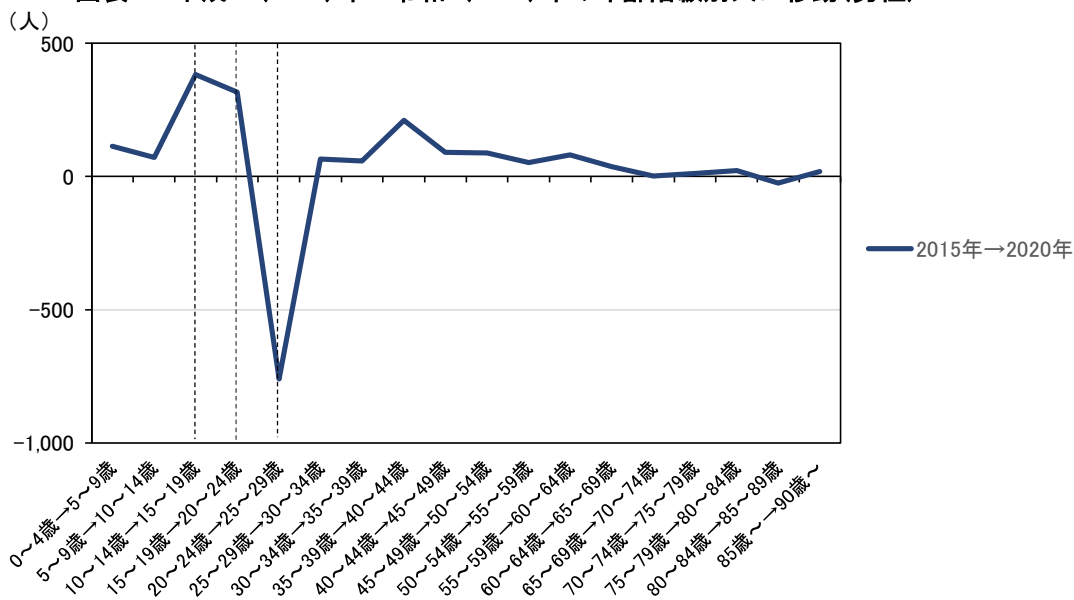
出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 年齢階級別の人口移動

① 年齢階級別の人口移動の最近の状況(男性)

「10～14 歳→15～19 歳」、「15～19 歳→20～24 歳」の転入超過と「20～24 歳→25～29 歳」の転出超過が顕著となっています。

図表10 平成27(2015)年→令和2(2020)年の年齢階級別人口移動(男性)



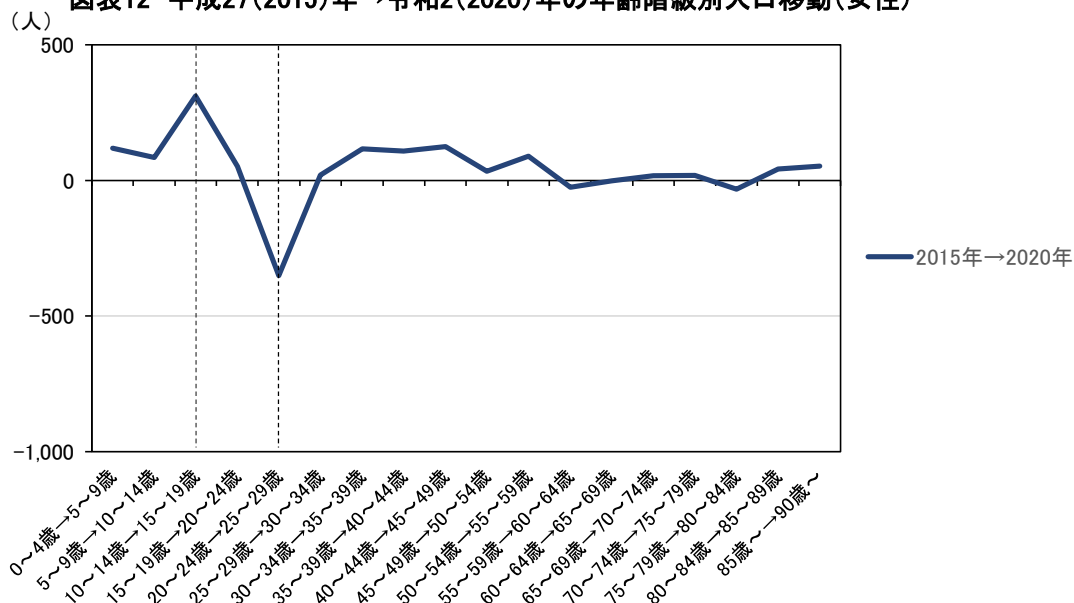
※「□年→■年」の「○～○歳→●～●歳」は、「□年に○～○歳だった者が■年に●～●歳になる間の移動数」を表す。

出典：国勢調査、都道府県別生命表に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

② 年齢階級別の人口移動の最近の状況(女性)

絶対数は男性よりも少ないものの、男性と同様に、「10～14 歳→15～19 歳」の転入超過と「20～24 歳→25～29 歳」の転出超過の傾向を示しています。

図表12 平成27(2015)年→令和2(2020)年の年齢階級別人口移動(女性)

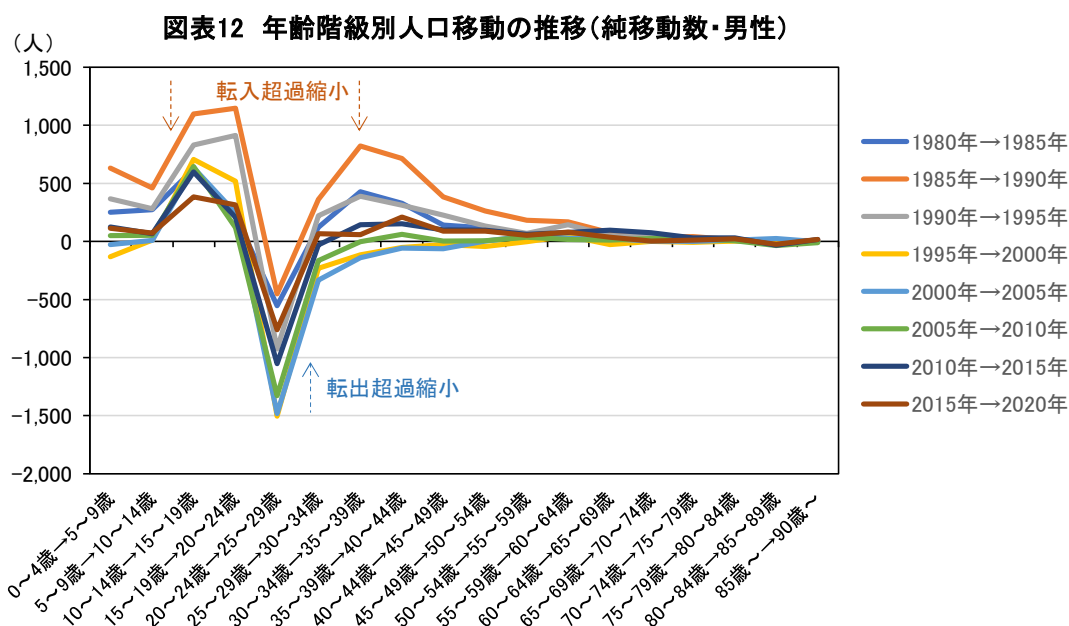


※「□年→■年」の「○～○歳→●～●歳」は、「□年に○～○歳だった者が■年に●～●歳になる間の移動数」を表す。

出典：国勢調査、都道府県別生命表に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

③ 年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向(男性)

10代と30代の転入超過が縮小する一方で、20代の転出超過も縮小しています。

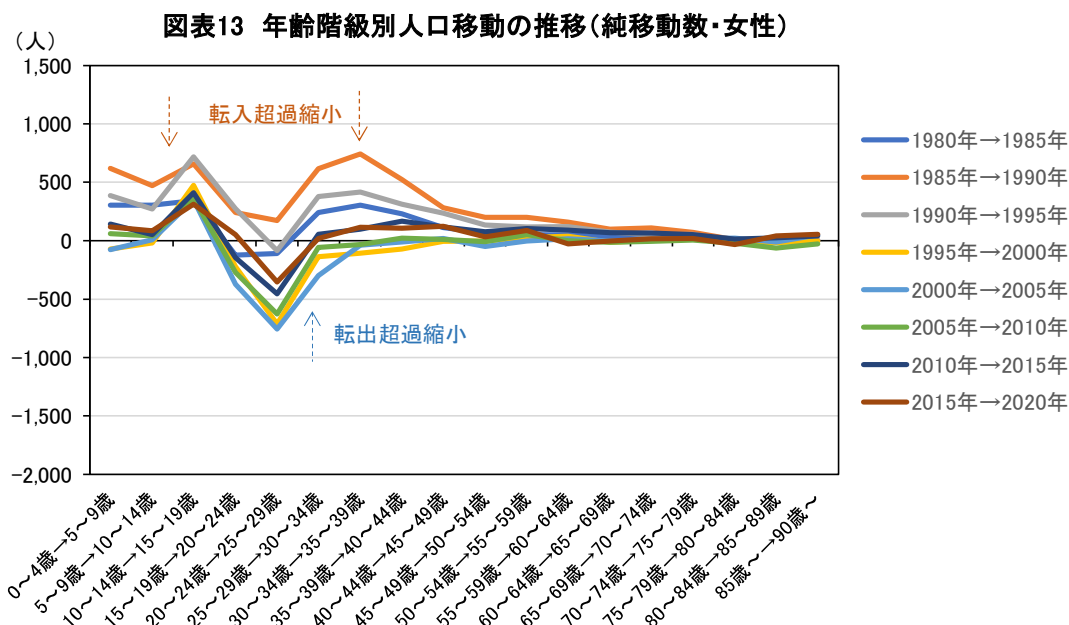


※「□年→■年」の「○～○歳→●～●歳」は、「□年に○～○歳だった者が■年に●～●歳になる間の移動数」を表す。

出典：国勢調査、都道府県別生命表に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

④ 年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向(女性)

絶対数は少ないですが、男性と同様に、10代と30代の転入超過が縮小する一方で、20代の転出超過も縮小しています。



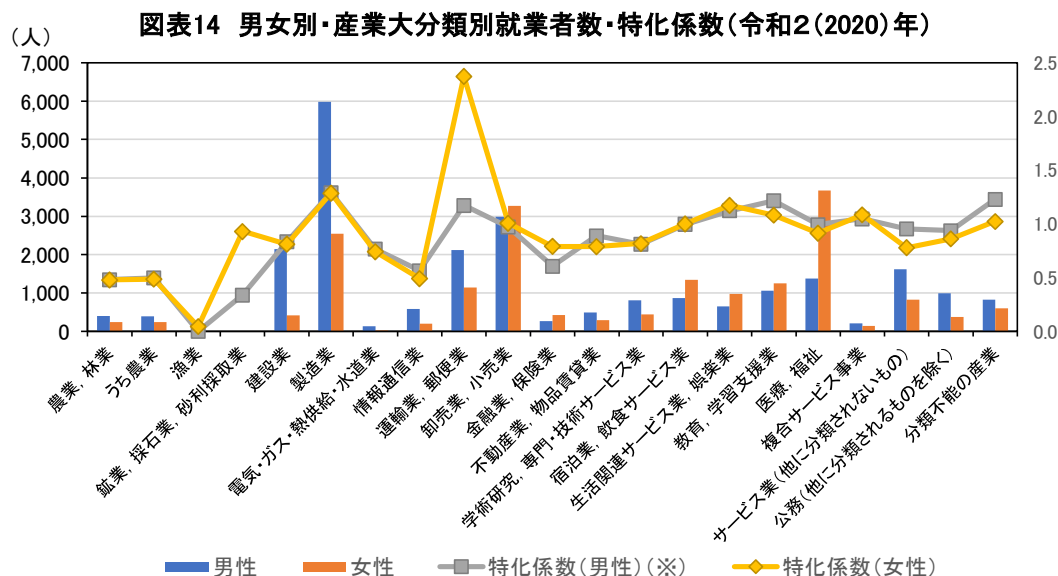
※「□年→■年」の「○～○歳→●～●歳」は、「□年に○～○歳だった者が■年に●～●歳になる間の移動数」を表す。

出典：国勢調査、都道府県別生命表に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

(4) 産業別就業者の状況

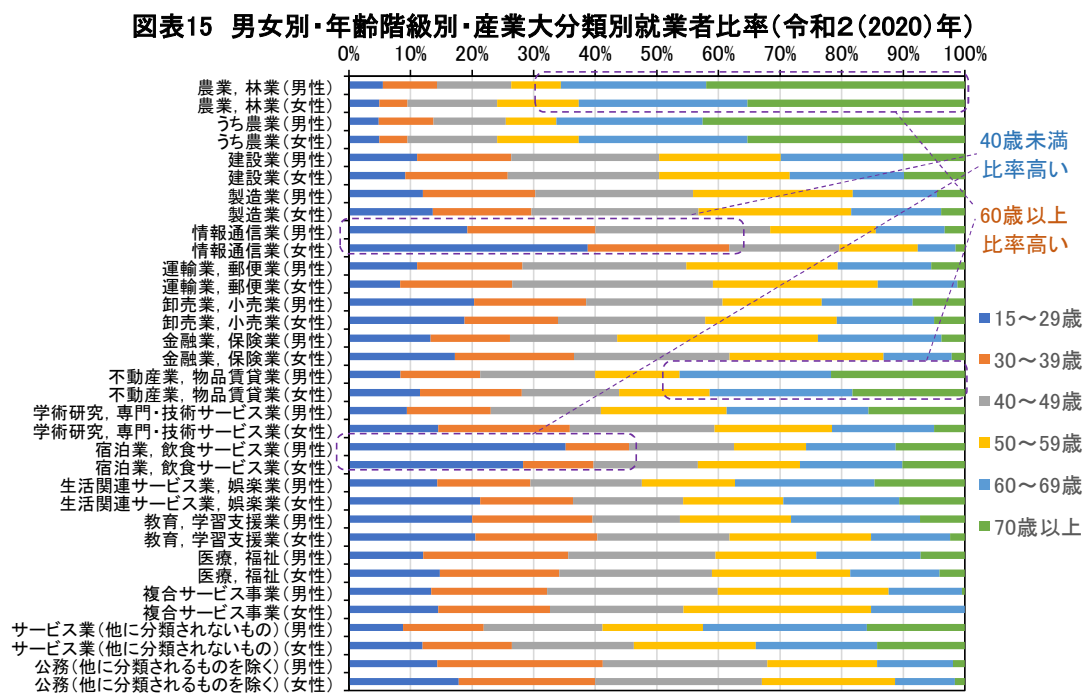
① 男女別・産業大分類別就業者の状況

男性は、製造業の就業者数が多く、製造業や教育・学習支援業、運輸業・郵便業の特化係数が高くなっています。女性は、医療・福祉や卸売業・小売業の就業者数が多く、運輸業・郵便業の特化係数が高くなっています。



② 年齢階級別・産業大分類別就業者比率の状況

農業・林業や不動産業・物品賃貸業では 60 歳以上の就業者比率が高く、情報通信業や宿泊業・飲食サービス業では 40 歳未満の就業者比率が高くなっています。



2 人口の将来の見通し

(1) 人口動向の総括

1 人口の推移
総人口は、戦後一貫して増加し続けたのち、平成7(1995)年をピークにいったん減少したものの、平成 22(2010)年以降は再度増加に転じています。外国人人口は、増加を続けており、平成 27(2015)年以降はその増加幅が大きくなっています。 年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は減少しつつある一方、老年人口は増加を続けています。
2 人口動態
社会増減については、高度経済成長期から続いた継続的な転入超過が、平成7(1995)年を境に転出超過へと変化したのち、平成 22(2010)年以降は再度転入超過に転じています。自然増減については、自然増を続けてきましたが、平成 22(2010)年には死亡数が出生数を上回り、自然減に転じています。外国人の人口は年々増加しており、本市全体の人口増加に影響しています。 出生数が昭和 45(1970)年をピークに減少傾向を示す中で、合計特殊出生率は、全国や埼玉県と同様に、長期的な減少傾向で推移しています。 高度経済成長期には、社会増と自然増が同時に拡大し、バブル経済期には、大幅な転入超過(社会増)となりましたが、これは、東京のベッドタウンとしての宅地開発や製造業をはじめとする産業発展による雇用拡大が進んだためと考えられます。近年は自然減が拡大しつつある一方、社会増が上回ることによって、人口が増加しています。 年齢階級別の人口移動の状況としては、「10～14 歳→15～19 歳」の区分で転入超過の度合いが大きいのに対し、「20～24 歳→25～29 歳」の区分で転出超過の度合いが大きくなっています。子育て世帯の流入や大学・短大等への進学に伴う若年層の流入の発生と大学等の卒業や就職時の流出の発生が考えられます。 地域ブロック別の人口移動の状況をみると、全国的に転入超過となる中で、特に東京圏からの転入超過が大きくなっています。転入元・転入先についても、都道府県別では東京圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)と群馬県、市区町村別では川越市・さいたま市、隣の坂戸市・熊谷市・滑川町・鶴ヶ島市との人口移動が多くなっています。
3 年齢階級別の人口移動
年齢階級別の人口移動の状況として、男性は「10～14 歳→15～19 歳」、「15～19 歳→20～24 歳」の区分での転入超過と「20～24 歳→25～29 歳」の区分での転出超過が、女性は「10～14 歳→15～19 歳」の区分での転入超過と「20～24 歳→25～29 歳」の区分での転出超過が特徴となっています。 長期的動向をみると、男女ともに、10 代と 30 代の転入超過が縮小する一方で、20 代の転出超過も縮小しています。少子化により、若年層の人口そのものが減少していることが影響していると考えられます。
4 産業別就業者の状況
産業別の就業者数については、男性では製造業が、女性では医療・福祉や卸売業・小売業が、それぞれ多くなっています。全国平均と比べてその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標である特化係数については、男性では製造業や教育・学習支援業、運輸業・郵便業が、女性では運輸業・郵便業や製造業が、それぞれ高くなっています。 年齢階級別の就業者比率については、農業・林業や不動産業・物品賃貸業では 60 歳以上の割合が高くなっています。一方、情報通信業や宿泊業・飲食サービス業では 40 歳未満の割合が高く、産業によって、年齢構成の特徴の違いがみられます。

(2) 人口の変化が地域の将来に与える影響

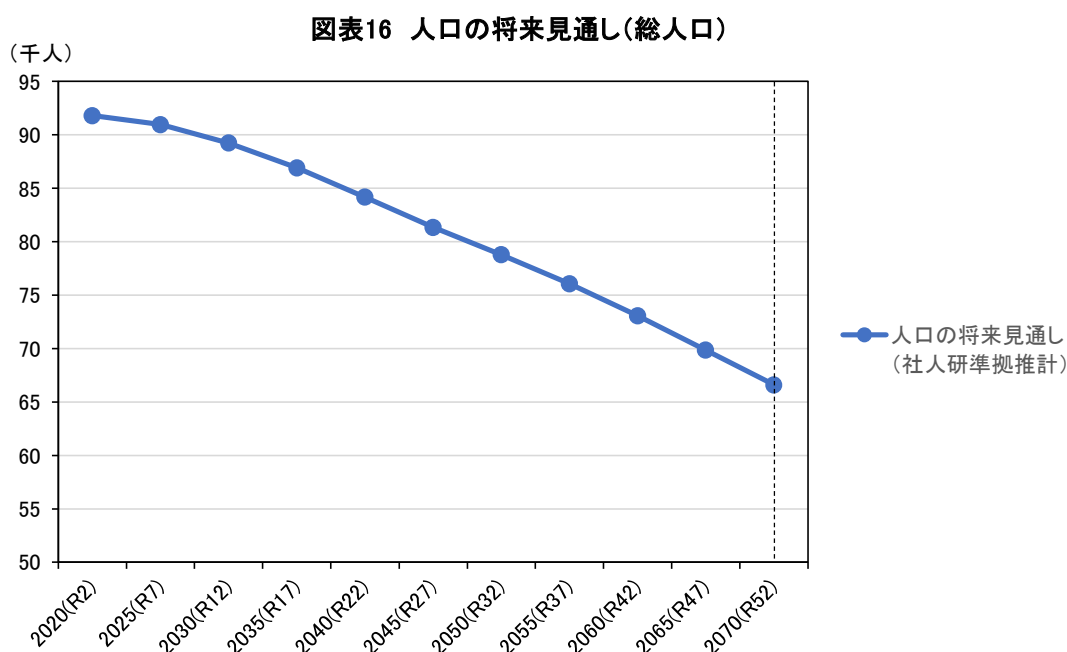
1 地域住民の生活に与える影響
東松山市では、周辺市町村も含めた広域商圈の形成がみられ、地域住民の生活に必要な施設(ショッピングセンター等)の進出も多く行われてきました。しかし、自動車での移動を前提とした立地のため、高齢化の進行によって買い物等に支障をきたす住民も現れることが想定されます。また、利用者の減少に伴い、施設の運営が困難になり、縮小・撤退等が行われ、地域住民の生活の維持に不都合が生じる可能性があります。 人口減少は地域活動の担い手を不足させ、地域の防災・防犯活動、清掃などの地域コミュニティ機能が低下するとともに、地域の祭りや伝統行事の存続が困難になることも考えられます。また、需要の減少により、空家や空き店舗、耕作放棄地などの空き地が増加することも想定され、地域の景観や治安の悪化を引き起こすことも考えられます。 外国人人口は今後も増加することが想定されます。これまで築き上げてきた生活のルールや地域の文化、習慣など、地域社会の形成に必要な要素が損なわれることなく、全ての市民が安心して生活できる環境が維持・継続され、ともに生きる社会を実現していくことの重要性が高まっていくことが考えられます。
2 地域の産業における人材の過不足への影響
東松山市の産業別就業者数の特徴として、製造業やサービス業などに強みがあることが考えられ、また、高齢化のさらなる進行に伴い、医療や介護関係の需要も引き続き増加していくことが見込まれますが、生産年齢人口の減少により、これらの業種をはじめ、慢性的な担い手不足の発生が予想されます。また、それぞれのニーズに対応するための社会インフラ(施設など)の確保も課題となることが予想されます。こうした状況に対応するため、求人や労働条件改善の支援や、介護分野における地域ボランティアや NPO との連携など、担い手拡大の取組や地域の枠を越えた広域的な連携の重要性がますます高まっていくことが考えられます。
3 社会保障等の財政需要、税収等の増減による自治体の財政への影響
老年人口の継続的な増大がほぼ確実視され、医療費負担や国民健康保険財源のひっ迫、保険料の上昇等が想定されます。一方、生産年齢人口は継続的に減少していくため、住民税等の収入減少が見込まれ、自治体の財政基盤の弱体化を引き起こす可能性が考えられます。
4 公共施設の維持管理・更新等への影響
人口増加期に整備を進めた各種公共施設・インフラの維持管理・更新等が、自治体財政基盤の弱体化により難しくなっていくことが想定され、中長期的には、人口減少を前提とした公共施設のマネジメントが必要になっていくものと考えられます。

(3) 人口の将来見通し

全国的に人口減少が進行しており、東松山市においても、将来的な人口減少社会の到来は避けられないものと考えられます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(以下「社人研推計」といいます。)においても、令和32(2050)年の人口が78,779人になるという推計結果が発表されています。

今後想定される人口減少問題に対応していくためには、2つの方向性が考えられます。1つは、出生率を向上させることによって若年層の増加を促し、将来的にバランスのとれた人口構造を目指すことであり、もう1つは、転出を抑制して転入を確保することにより、人口規模を可能な限り維持しつつ、その安定を図ることです。まちの発展のためには、人口規模の確保を目指す取組の展開が重要となりますが、一方で、現実的な視点を持ち、現状に基づく将来の人口展望を踏まえて社会の仕組みを再構築していくことも必要です。

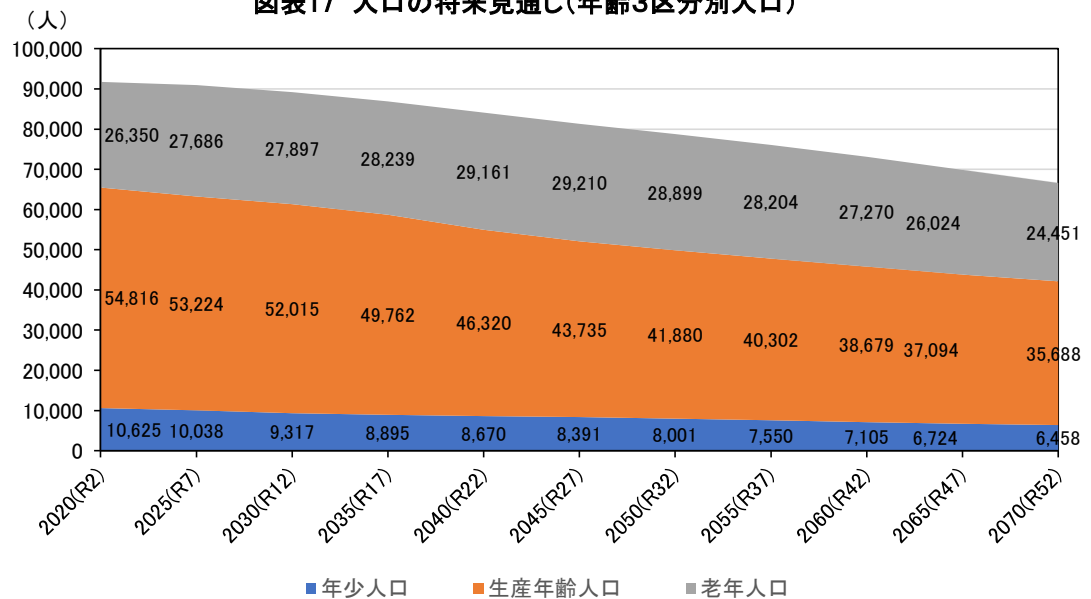
このため、将来のまちの発展を見据えつつ、人口減少社会の到来に備え、社人研推計をもとにした令和52(2070)年までの推計(以下「社人研準拠推計」といいます。)を東松山市における人口の将来見通しとし、現在は自然減・社会増で推移している人口動向を考慮しつつ、各分野における施策を展開していくこととします。



出典：社人研推計に基づき内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室作成

人口の将来の見通しの年齢3区分別人口は、次のとおりです。

図表17 人口の将来見通し(年齢3区分別人口)



年	令和 2 (2020) 年	令和 7 (2025) 年	令和 12 (2030) 年	令和 17 (2035) 年	令和 22 (2040) 年
総数	91,791 人	90,948 人	89,229 人	86,896 人	84,151 人
年少人口	10,625 人	10,038 人	9,317 人	8,895 人	8,670 人
生産年齢人口	54,816 人	53,224 人	52,015 人	49,762 人	46,320 人
老年人口	26,350 人	27,686 人	27,897 人	28,239 人	29,161 人

年	令和 27 (2045) 年	令和 32 (2050) 年	令和 37 (2055) 年	令和 42 (2060) 年	令和 47 (2065) 年	令和 52 (2070) 年
総数	81,337 人	78,779 人	76,055 人	73,054 人	69,841 人	66,597 人
年少人口	8,391 人	8,001 人	7,550 人	7,105 人	6,724 人	6,458 人
生産年齢人口	43,735 人	41,880 人	40,302 人	38,679 人	37,094 人	35,688 人
老年人口	29,210 人	28,899 人	28,204 人	27,270 人	26,024 人	24,451 人

※令和 2 (2020) 年の年齢 3 区分別人口は、「年齢不詳」を案分したもの

※推計において発生する小数点以下の端数処理の都合上、総数と年齢 3 区分別人口の合計が異なる場合がある

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

出典：社人研推計に基づき内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室作成

東松山市人口ビジョン

令和7年7月改訂

発行 東松山市

編集 東松山市政策財政部政策推進課
〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番 58 号
TEL 0493-23-2221(代表)

